

美祢市監査告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 9 項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置状況の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和 5 年 10 月 3 日

美祢市監査委員 重 村 暢 之  
同 荒 山 光 広

住民監査請求に基づく勧告に係る措置の状況について

1 勧告年月日

令和 5 年 9 月 4 日

2 勧告内容

令和 2 年 8 月から令和 5 年 3 月までの間における税務署等から送付された電子データの一部未入力により賦課権が消滅した個人市県民税 1,650,000 円の損害が認められることから、このうち相当額について担当職員に対し必要な措置を講ずること。

3 措置内容

令和 5 年 9 月 4 日付け美監査第 117 号で勧告のありましたこのことについては、対象とされた職員から令和 5 年 8 月 10 日に自主的に弁償する申し出があり、9 月 8 日に市損害額と同額が弁償されました。

このため、市から当該職員に対し、措置を講ずる必要はなくなりました。

単位：円

対象項目	時効消滅額	市損害額	自主弁償額
市県民税額（追徴）	1,650,000	991,100	991,100